

16～18 徴収関係各表

統計表を見る方のために

利用上の注意

この章は、平成12年度（平成12年4月1日～平成13年3月31日）の国税の徴収、滞納等の事績を示したものである。

徴収関係各表の掲載内容は、次のとおりである。

16 国 税 徴 収

国税徴収

平成12年度の国税の徴収決定済額、収納済額、収納未済額等の状況を示したものである。

関係計数については次のとおりである。

$$\boxed{\text{徴収決定済額}} - \left(\boxed{\text{収納済額}} + \boxed{\text{不納欠損額}} \right) = \boxed{\text{収納未済額}}$$

物 納

平成12年度の相続税の物納について申請、許可、収納等の状況を示したものである。

関係計数については次のとおりである。

$$\begin{aligned} (1) & \left(\boxed{\text{前年度許可未済額}} + \boxed{\text{本年度申請額}} \right) - \left(\boxed{\text{更正減等}} + \boxed{\text{取下、却下等}} + \boxed{\text{許可額}} \right) \\ & = \boxed{\text{許可未済額}} \end{aligned}$$

$$(2) \left(\boxed{\text{許可額}} + \boxed{\text{前年度収納未済額}} \right) - \boxed{\text{収納済額}} = \boxed{\text{収納未済額}}$$

$$(3) \left(\boxed{\text{前年度引継未済額}} + \boxed{\text{収納済額}} \right) - \boxed{\text{引継額}} = \boxed{\text{引継未済額}}$$

年賦延納

平成12年度の相続税及び贈与税の年賦延納並びに所得税（所得税法第132条）の延納について、申請、許可、収納等の状況を示したものである。

関係計数については、次のとおりである。

$$\begin{aligned} (1) & \left(\boxed{\text{前年度許可未済額}} + \boxed{\text{本年度申請額}} \right) - \left(\boxed{\text{更正減等}} + \boxed{\text{取下、却下等の額}} + \boxed{\text{許可額}} \right) \\ & = \boxed{\text{許可未済額}} \end{aligned}$$

$$(2) \boxed{\text{徴収決定済額}} = \left(\boxed{\text{前年度繰越収納未済額}} \right) + \left(\boxed{\text{前年度繰越延納額}} \right) + \boxed{\text{本年度許可額}} - \left(\boxed{\text{許可取消額等}} \right) - \boxed{\text{徴収決定未済額}}$$

用語の説明

「徴収決定済額」 納税義務の確定した国税で、その事実の確認（徴収決定）を終了した金額をいう。

「収納済額」 収納された国税の金額をいう。

「不納欠損額」 滞納処分の停止後3年経過及び消滅時効の完成等の事由により納税義務が消滅した国税の金額をいう。

「収納未済額」 徴収決定済額のうち収納又は不納欠損を終了しない金額をいう。

「引継額」 収納済の物納財産を財務局へ引き渡した金額をいう。

17 国 税 滞 納

平成12年度の滞納の繰越、新規発生及び処理等の状況を示したものである。

関係計数については、次のとおりである。

$$\boxed{\text{期首滞納額}} + \boxed{\text{新規発生滞納額}} - \boxed{\text{整理済滞納額}} = \boxed{\text{整理中の滞納額}}$$

用語の説明

「滞 納 処 分」 納税者が納付すべき国税を納付の期限までに完納しない場合において、その納税者の財産を差し押さえ、その差押財産を換価し、その換価代金から国税を徴収する一連の強制執行手続のことをいう。

18 還 付 金

平成12年度の還付金（過誤納金を含む。）の処理状況を示したものである。

用語の説明

「還 付 金」 年税額より予定納税額や中間納付税額等が過大になる場合、税額控除の際に控除不足が生じる場合、あるいは純損失の繰戻しが行われる場合等により国税を還付する金額をいう。

「過 誤 納 金」 国税としての納付があったことによる国の不当利得の返還金であり、次の二つに分けられる。

（１）過 納 金 申告又は課税処分時の納税額が、誤って過大であったため、後になって、その納付税額が消滅（減額更正、課税処分の取り消し等）するに至った場合に発生する金額。

（２）誤 納 金 確定した納付税額を超えて納付された金額。